

## 【納期の特例申請についての注意事項】

### 1. 特別徴収の納期の特例制度について

(1) この制度の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満で、笛吹市長の承認を受けた事業所です。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払いを受ける人数が10人に満たない場合です。  
したがって、繁忙期に臨時に雇い入れた人数を含めません。

(2) この特例は、特別徴収義務者（事業所）が納入する納期の特例です。

納税義務者（従業員）からは、毎月の給与等の支払いの際に市県民税を徴収してください。

承認を受けた場合、次の期間中に支払った給与および退職手当等から徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期日までに納入することになります。

- ・ 6月から11月までに徴収した税額：12月10日までに納入
- ・ 12月から5月までに徴収した税額：6月10日までに納入

注意：滞納や著しい納付遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納や納付遅延をきたしますとこの特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意願います。